

【川口市】

端末整備・更新計画

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①	児童生徒数 ¹	42,432	41,771	40,882	39,878	38,697
②	予備機を含む 整備上限台数	48,796	38,336	20,814	5,609	0
③	整備台数 (予備機除く)	9,410	14,083	13,008	3,377	0
④	③のうち 基金事業によるもの	(9,410)	(14,083)	(13,008)	(3,377)	(0)
⑤	累積更新率	22.18%	56.24%	89.20%	100.00%	-
⑥	予備機整備台数	290	2,417	1,042	2,232	0
⑦	⑥のうち 基金事業によるもの	(290)	(2,417)	(1,042)	(2,232)	(0)
⑧	予備機整備率	3.08%	17.32%	8.01%	66.09%	-
⑨	累積予備機整備率	3.08%	11.61%	10.27%	15.00%	-
⑩	整備端末の 使用開始時期	令和 7 年 2 月	令和 8 年 1 月	令和 9 年 1 月	令和 10 年 1 月	

端末の整備・更新計画の考え方

- ・一括更新ではなく、段階的な更新を行なっていく。
- ・端末の損耗状況によるが、5年を目安に端末を更新する。
- ・文部科学省が示している「児童生徒数の15%以内」の予備機を段階的に整備する。

第2期（令和6年度～令和10年度）に向けた新たな取り組み

○端末保護ケースの購入

- ・令和6年4月～6月の落下による破損件数は、令和5年4月～6月と比較し、約1/2程度となっており、端末の保護に効果を発揮している。

○動産保険への加入

- ・令和6年度より加入しており、修理費用が高額となる故障への対応も可能となったため、端末数の確保に一定の効果を発揮している。なお、令和7年度の実績を基に検討した結果、令和8年度は動産保険へは加入していない。

¹ 令和6年度～令和8年度は、当該年度5月1日時点の児童生徒数。
令和9年度以降は、埼玉県教育委員会 義務教育人口における小・中学校等の推計児童生徒数を引用。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/suikei.html>

○共同調達

- ・埼玉県としての共通仕様で調達を行うため、同一OS（Windows）を選択する県内各市町村と機種が統一され、処理性能・堅牢性等のスペック差異がなくなる。

更新対象端末の処分および再利用について

○対象台数

約 42,800 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 約 39,600 台
 - ・その他（予備機、授業補助端末として再利用） 約 3,200 台
- ※1校当たり約40台

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール

令和10年	10月	端末（令和6年度～令和9年度更新分）処分事業者選定
	12月	処分事業者への端末引き渡し

※ 補助金により整備した端末は、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図る必要があり、法定耐用年数である4年を目安に保管しておく必要がある。令和6年度及び令和7年度の更新対象は、令和2年度～令和3年度に整備した端末となり、令和8年度～令和9年度の更新対象は、令和2年度～令和5年度に整備した端末となることから、保管期間を加味して、令和10年度以降に処分を実施することとしている。ただし、状態の良い端末の選別は、更新対象端末の回収後、速やかに行う想定である。